

こ 成 保 第 1 4 0 号
令 和 7 年 2 月 1 9 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について

個人で行われている認可外の居宅訪問型保育事業等において、転居や事業を廃止したにも関わらず、その届け出がなされていない場合については、必要な届け出を行うよう指導等を行う必要があるところ。

今般、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出（児童福祉法59条の2第2項）が行われず、設置者と連絡が取れない場合の対応を明確化し、令和6年度中に地方公共団体に通知することが決定されたことを踏まえ、その取扱いについて下記のとおりお示しするので、あらかじめ御了知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 本通知の対象となる認可外保育施設について

児童福祉法第59条の2第2項に基づく事業の廃止に関する届け出がなされておらず、かつ設置者と連絡が取れない認可外保育施設のうち、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が現地確認により、運営の実態がないことを確認した施設（以下「運営実態のない施設」という。）とする。

2 運営実態のない施設に対する立入調査等の取扱いについて

運営実態のない施設に対する立入調査等の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 児童福祉法第 59 条に基づく立入調査等について

児童福祉法第 59 条に基づく立入調査については、指導監督指針第 2 の 3 において、年 1 回以上を行うことを原則として示しているところ、運営実態のない施設については、当該立入調査の対象外として差し支えないものとする。

(2) 児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項に基づく公表について

都道府県知事は、児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項に基づき、毎年、認可外保育施設に関し、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、公表するものとされているところ、運営実態のない施設については、当該規定に基づく公表を省略できるものとする。

(3) 各種統計調査について

運営実態のない施設については、「認可外保育施設の現況取りまとめ」等、特段の定めがあるものを除き、各種統計調査の対象としないものとする。

(4) その他

運営実態のない施設に対し、連絡が取れた場合においては、施設の状況を確認し、必要な処理を行うものとする。

また、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応であり、運営実態がない認可外保育施設に対しては、引き続き必要な届出を行うよう指導することや、施設閉鎖を命ずるなど、適切な指導監督が図られるよう留意すること。

3 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく施設の閉鎖命令について

認可外保育施設に対する施設閉鎖命令の対象については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督指針」という。）第 4 の（1）において示しているところ、運営実態のない施設については、同様に施設閉鎖を命ずることも差し支えないものとする。

また、その場合において、第 4 の（1）及び（2）の③に定める児童福祉審議会からの意見聴取については、事後速やかに報告することで差し支えないものとする。

なお、運営実態のない施設に対する指導監督指針第 4 の（2）の②に定める弁明の機会の付与の具体的な手続については、行政手続法に基づき行われるものであるが、設置者と連絡が取れない場合においては、同法第 31 条の規定により読み替えて適用する第 15 条第 3 項に基づき、公示送達によることが考えられる。併せて、行政手続法における各種手続等に関しては、総務省行政管理局より「行政手続法事務取扱ガイドライン」が示されているため、参照されたい。